

宮城県美術館訴訟と県の 防災拠点整備事業問題

仙台市民オンブズマン 齋藤 拓 生
弁 護 士

- 1 宮城県は、2018年3月、宮城県美術館を現地改修することを決めました。ところが、村井知事は、2019年になって、突如、経済効率を最優先して、仙台医療センター跡地において、宮城県民会館、宮城県民間非営利活動プラザ及び宮城県美術館を集約・複合化する方針を打ち出し、「集約・複合化」を強引に進めようとしていました。

これに対しては、県民から強い反対の声が上がりました。村井知事は、2020年11月、宮城県美術館の取り壊し・移転については、県民の支持も県議会の支持も得られないことが明白となり、高い文化的価値を有する現美術館を取り壊すことは無謀であることを認め、医療センター跡地に3施設を「集約・複合化」することを断念するに至りました。

- 2 この問題で、仙台市民オンブズマンは、宮城県が、2020年8月、3624万5000円もの巨額の税金を投入して、株式会社日本総合研究所との間で、A案<宮城県民会館、宮城県民間非営利活動プラザ及び宮城県美術館を集約・複合化する>とB案<宮城県美術館は現地改修として、宮城県民会館と宮城県民間非営利活動プラザを集約・複合化する>についてのメリット・デメリット分析を内容とする業務委託契約を締結したことに着目しました。

業務委託契約には、2つの問題点があると考えました。第一に、A案かB案かは、県民の声を踏まえて、県議会で決定することが可能であるし、決定すべき事柄であり、3600



万円以上の税金を使って日本総研に業務委託する必要など全くないという点です。第二に、日本総研のメリット・デメリット分析の内容があまりにも不十分・不完全であるという点です。

- 3 現在までの経緯は、次のとおりです。

2020年10月1日 第1次住民監査請求（業務委託の必要性がない）
2020年11月30日 第1次住民監査請求棄却
2020年12月25日 第1次住民訴訟を提起
2023年3月22日 仙台地裁判決（請求棄却）
2023年4月4日 仙台高裁に控訴
2023年10月11日 仙台高裁判決（控訴棄却）
2022年1月6日 第2次住民監査請求（不完全・不十分な業務である）



No.56 / 2026年3月30日(月)

発行

仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル4F
宮城地域自治研究所内
TEL (022)227-9900 FAX (022)227-3267
<http://sendai-ombuds.net/>
e-mail:s-ombuds@nifty.com

2022年3月3日 第2次住民監査請求棄却
2022年3月24日 第2次住民訴訟を提起
2025年3月26日 仙台地裁判決（請求棄却）
2025年4月3日 仙台高裁に控訴

4 第2次住民訴訟の状況

第2次住民訴訟において、仙台市民オンブズマンは、メリット・デメリット分析の最重要論点である長町―利府断層についての日本総研の検討が極めて不十分・不完全であると強力に主張しています。

その点を立証するために、一審段階で、釜井俊孝京都大学名誉教授の証人尋問を申請しました。仙台地裁は、釜井名誉教授の証人尋問を実施しませんでした。仙台高裁は、釜井名誉教授と日本総研の担当者の証人尋問を実施することを決定し、2026年1月29日に釜井名誉教授の証人尋問が実施されました。さらに、4月9日に、日本総研の担当者の尋問を行うことが決まっています。

釜井名誉教授は、証人尋問において、「医療センター跡地は、長町―利府断層の直上、少なくとも極めて近接した場所であり、長町―利府線断層帯による直下型の地震が発生した場合、調査地を含む周辺地域では大きな揺れが生じることが予想され、周辺建物やインフラ等への甚大な被害が懸念される。ところが、日本総研のメリット・デメリット分析では、その点が何ら指摘されておらず、日本総研のメリット・デメリット分析が不十分・不完全である。」と説得的かつ明快に証言されました。

岩手大学の岡田真介准教授も、河北新報2026年1月20日朝刊のインタビュー記事で、「仙台市は北東から南西にかけて活断層の長町―利府線断層帯が走る。断層が動くとマグニチュード(M)7.5～7.0の地震が起こり、市内の震度は7～6弱と予想される。」「建物は活断層付近を避けて建てるのが望まし

い。特に人が集まる商業施設などは考慮すべきだ」と強調しています。

宮城県は、2018年度に、中央開発株式会社に、広域防災拠点候補地であるJR仙台貨物ターミナル駅の敷地について、地質調査を業務委託し、2019年3月に、報告書を受領しているが、同報告書には、「長町―利府線断層帯による直下型の地震が発生した場合、調査地を含む周辺地域では大きな揺れが生じることが予想され、周辺建物やインフラ等への甚大な被害が懸念される。本調査地においても、地震発生時に地形の変形や強い振動が生じるリスクが否定できない」と明記されています。ということは、宮城県は、そもそも、医療センター跡地は、長町―利府断層との関係で、極めて危険な場所であり、美術館のみならず、宮城県民会館、宮城県民間非営利活動プラザも移転してはいけない場所であり、宮城県もそのことを認識していたということになります。それにもかかわらず、宮城県は、当初は、医療センター跡地に、宮城県民会館、宮城県民間非営利活動プラザ及び宮城県美術館を集約・複合化することを構想し、現在、医療センター跡地で、宮城県民会館と宮城県民間非営利活動プラザを集約・複合化した建物の建設を進めています。このようなことが許されてよいのでしょうか。

5 県の広域防災拠点整備事業問題

美術館訴訟に取り組んでいる過程で、県の防災拠点整備事業に重大な問題があることが浮上してきました。

宮城県は、2011年の東日本大震災をきっかけに、「広域防災拠点」の整備を決定しました。候補地は、医療センター跡地近くのJR仙台貨物ターミナル駅の敷地内(17.5ha)で、県はターミナル駅の移転後に整備を進めるとしていました。

2019年2月、県は最初の延期を発表しまし

た。「国や仙台市、JR東日本などとの協議が滞っている」と説明し、工事の本格着工を2023年度以降と修正しました。

その後の2021年3月、「ターミナル駅の移転先の用地での埋蔵文化財の調査が必要となり、移転工事等が長期化する」などとして、二度目の延期が発表されました。工事の本格着工をさらに3年遅れの「2026年度以降」と修正されました。この時点で、JRへの整備補償費も含めた事業費は、29億円増額の324億円となっていました。

さらに、2023年2月、県は「JR側が行ったターミナル駅移転先の現地調査で、新たな地盤対策工事が必要になった」などと説明し、三度目の延期を明らかにしました。総事業費が422億円にまで膨らむことが明らかになっています。計画当初と比較すると127億円もの増額です。国の負担もあるものの、県負担分は204億円となります。

宮城県の杜撰な事業計画により、広域防

災拠点整備事業の妥当性や費用対効果に重大な疑問が生じており、仙台市民オンブズマンとしては、税金の無駄遣いを阻止するという観点から、広域防災拠点整備事業の問題点に切り込んでいきたいと考えます。また、「長町ー利府線断層帯による直下型の地震が発生した場合、調査地を含む周辺地域では大きな揺れが生じることが予想され、周辺建物やインフラ等への甚大な被害が懸念される。本調査地においても、地震発生時に地形の変形や強い振動が生じるリスクが否定できない」との調査結果が出ている場所がなぜ広域防災拠点とされたのかについても、追及を進めていきたいと考えます。

傍聴のお願い

県美術館訴訟

4月9日(木) 14:00~

日本総研担当者の尋問をおこないます。
時間の都合のつく方はぜひ傍聴ください。

旧統一教会関係訴訟のご報告

仙台市民オンブズマン事務局次長
弁護士 千葉展浩

令和8年1月27日、仙台高等裁判所において、自由民主党・県民会議が旧統一教会の関連団体の活動に出席するための交通費等（合計金約50万円）を政務活動費から充当したことを問題視した住民訴訟についての控訴審判決が下されました。

控訴審は、ピースロードフェスティバルというイベントに参加するための交通費の支出のみを違法とし、それ以外の支出は適法としました。ピースロードフェスティバルについては、単なる友好交流のための歓迎式典であり、雑談の域を出ない会話がなされたにすぎ

ず、議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められないとされた一方で、それ以外のイベントについては、当該合理的関連性がないとはいえないとされました。

議員たちは、活動の内容を具体的に報告せず、法廷での尋問においても「覚えていない」を繰り返したにもかかわらず、控訴審は上記内容の判決を下しています。こうした議員の態度を是認するかのような判決は、議員による不正を助長するもののように思います。このような結果は甚だ遺憾ではありますが、オンブズマンとしては、今後も議員の政務活動を注視していきたいと思っています。

源泉所得税納付遅延訴訟について

仙台市民オンブズマン副代表
弁護士 畠山裕太

今から約4年前の2022年、仙台市は、6月30日支給の夏のボーナスの源泉所得税（納期限7月11日）の納付期限を8月10日と誤解し、給与係長・労務課長も間違いに気づかず納付が遅延しました。（2回目の間違いだったので）国からのお目こぼしもなく、結局延滞税と不納付加算税合計4948万4200円を国に余計に支払うことになりました。担当職員の起案の誤りも残念なことでしたが、係長、課長も書類の内容をほぼ全くチェックせずに決済し

ていました。真相を把握と今後の仙台市の業務の改善のために訴訟に踏み切りました。

訴訟提起は2023年夏でしたが、審理を重ねて2025年10月29日、証人尋問が行われました。当時の担当者、担当係長そして担当課長を尋問しました。そして、12月25日付で最終準備書面を提出、今年1月7日に第1審最後の弁論期日が開かれ、結審しました。判決言渡しは、3月30日午後1時10分です。

地方自治法上、会計責任者への責任は、「重過失」がないと認められません。係長、課長に重過失ありといえるのかが問われます。

みやぎポイント給付に関する監査請求

仙台市民オンブズマン
弁護士 坂野智憲

仙台市民オンブズマンは、本年1月7日仙台市監査委員に対し（仮称）せんだい生活応援ポイント事業（以下本事業という）に係る支出を差し止める監査請求を行いました。

本事業は、全市民を対象に「みやぎポイント」3000円分を給付するものです。みやぎポイントは、加盟店で1ポイント＝1円で利用することができるものです。このみやぎポイントの給付は、「ポケットサイン」というアプリのインストールとマイナンバーカードの登録が必要、すなわちスマートフォンとマイナンバーカードの所有が必須要件となっています。しかしスマートフォンの保有者の割合は80.5%です。高齢者の所有率は70代が67.5%、80歳以上が30.7%と決して高くありま

せん。マイナンバーカードの所持率も令和7年の時点で80.3%です。さらにみやぎポイント受領のためには、アプリのインストールとマイナンバーカードの登録ができなければなりません。スマートフォンは簡単ではありません。高齢者ことに認知症の人や要介護の人にとっては手続きが困難です。

本事業は、1ポイント＝1円で利用できるポイントを配布することを内容とするもので、現金の交付に等しいものです。にもかかわらず、本来受給資格のある者が受給手続上の障害のために事実上受給資格をはく奪されることは、仙台市がスマートフォン、マイナンバーカードの不所持や疾病等を有する者を差別することになります。そもそも、本事業には重点支援地方交付金が充当されますが、物価高騰の影響を受けて生活者支援が必要な

のは地域住民全員です。従って地域住民全員が一律に恩恵を受けられるような制度設計にするべきです。それにもかかわらず、特定の

者の受給権を事実上剥奪し生活支援から除外するような事業を行うことは平等原則に反するもので違法です。

25回目のタイアップ支援企画、 ありがとうございました!

山下 将

去る令和7年10月17日、タイアップグループ主催の支援企画「悲喜交交（ひきこもごも）25回目のThanks」が開催されました。毎年恒例のこの企画も、タイトルにある通り、今回でなんと25回目。昨年に引き続き司会を務めさせていただいた私から、簡潔ではありますが、当日の様子をご紹介します。

第1部では、ピアニストの稲垣達也さんと津軽三味線奏者の岡崎秀明さんが共演されました。一見交わることのない和洋の音色ですが、稲垣さんの多彩なタッチと、岡崎さんの力強い撥さばきが生み出す音の渦に圧倒されまし



た。私は司会の特権で舞台袖から拝見しておりましたが、会場全体がその独特な響きに引き込まれていくのが伝わってきました。

続く第2部は、お馴染み、六花亭遊花さんの落語でした。演目は、ある男が、ひょんなことからそろばんを使った（ウソの）占いで探し物をする名人を装うことになる「御神酒徳利（おみきどっくり）」。人生の「悲喜」を感じさせるストーリーと軽妙な語り口に、会場は大きな笑いと和やかな雰囲気に包まれました。

タイアップグループとの長きにわたる絆と温かなご支援を糧に、仙台市民オンブズマンは、さらなる活動の充実に向け、邁進してまいります。

改めて、素晴らしい時間と多大なるご支援を誠にありがとうございました。



タイアップ会長あいさつ

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ会長

中 田 美智子

仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援を目的にしたタイアップグループですが、発足から30年が過ぎ世代交代もままならず先細りの感が否めません。それでも今回会報で報告されているように、裁判の傍聴などを呼びかけ参加をしています。裁判のなかには訴えられている議員や職員の証言に、当事者意識のなさだったり問題意識のなさにあきれる場面が度々ありました。ぜひみなさんも裁判の傍聴をして税金のムダ遣いが起きている実情を見聞きしてほしいと思います。また最近マスコミの報道も少なくなったため、仙台市民オンブズマンの活動が広く周知されないのではと気をもんでいます。

タイアップグループのメインイベントである支援企画「悲喜交々25回目のThanks」を取り組みました。稲垣達也さんのピアノ演奏と岡崎秀明さんの津軽三味線、そしてお馴染みになった六華亭遊花師匠の落語の企画でした（詳細は5ページをごらん下さい）。

戦後80年という年、すでに戦前と思われるような不安な社会ですが、今回の企画では期せずして出演者3人とも戦争の不幸と悲しみ、平和の尊さを大切にしたいという思いのこもったステージになりました。

会員の高齢化で開催時間や会場の選定に四苦八苦している支援企画ですが、今回、お陰様で皆さまの協力によりチケット204枚、入場者数も151名でした。

12月の例会で仙台市民オンブズマン宇部雄介代表に15万円の支援金をお渡しすることができました。（写真・下）

ご支援に心より感謝申し上げます。



▶タイアップ2026年例会予定（偶数月第1火曜日）
・6月例会は、4月2日（火）18:00～です
会員の皆様の参加をお待ちしています

タイアップグループの 会員を増やしてください!!

タイアップ会員を増やす取り組みをおこなっています。

ご友人、ご家族、依頼者や取引先など、お知り合いに声を掛け、まず1人お誘いいただけないでしょうか。お誘い用のリーフがあります。宜しくお願いします。

会員のご紹介と会費納入のお願い

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい。

会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。会員・賛助会員それぞれ紹介チラシもありますのでご請求下さい。

納
入
先
費

七十七銀行本店（普通） 6530010
郵便局振込 02290-6-8050
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

仙台市民オンブズマン タイアップグループ会則

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。</p> <p>(2) 会 費：年10,000円・賛助会員年3,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。</p> <p>(3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。
市民の為に公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。</p> <p>(4) 総 会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。</p> | <p>(5) 役 員：会 長 1名、副会長 若干名
会 計 1名、会計監事 2名</p> <p>(6) 役 員 会：必要に応じて開催する。</p> <p>(7) 事 務 局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル4階とする。</p> <p>(8) 会計について：年会費からの支援金および協賛金からの特別拠出金については、役員会において決定の上、支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。</p> |
|--|--|